



平成21年12月21日

各 位

会 社 名：島田理化工業株式会社
(コード：6818 東証第二部)
代表者名：取締役社長 安井 正彰
問合せ先：取締役経営企画室長 藤本 完二
(T E L : 042-481-8512)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年12月21日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成22年2月26日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成21年12月21日付にて締結の当社と三菱電機株式会社との株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づく株式交換の実施により、その効力発生日である平成22年4月1日以降の当社株主は完全親会社となる三菱電機株式会社のみとなる見込みです。この結果、予め定時株主総会の基準日を定めておく規定はその必要性を失うことになり、これに伴い、現行定款第11条第1項及び第11条第1項を準用する第18条第2項を全文削除し、第11条第2項につき必要な字句修正を行うものです。

なお、本定款変更は、当社株主総会において本株式交換契約が承認可決されること及び平成22年3月31日までに本株式交換契約が解除され又はその効力が失われていないことを条件として、平成22年3月31日よりその効力を生じるものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款の一部変更のための臨時株主総会開催日	平成22年2月26日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成22年3月31日（予定）

なお、本株式交換契約の内容と締結の背景につきましては、本日付の「三菱電機株式会社による島田理化工業株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

定款の一部変更案

(変更部分は下線で示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第 18 条 第 12 条第 2 項および第 13 条から第 15 条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. <u>第 11 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第 18 条 第 12 条第 2 項および第 13 条から第 15 条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 (削除)</p>

以 上